「ＪＲ吉都線応援企業」認定実施要領

　【目的】

積極的に鉄道を利用する企業を「ＪＲ吉都線応援企業」（以下「応援企業」という。）と認定し、その認定を受けた応援企業に勤める従業員がＪＲ吉都線の通勤定期券を購入する費用をＪＲ吉都線利用促進協議会が補助することで、ＪＲ吉都線の利用者の増加を図るために実施するものであり、応援企業の認定に際し、必要な事項を本要領に定めることとする。

1. 認定要件

応援企業の認定要件を満たす企業は、沿線自治体内に本社又は営業所等のある法人又は個人で、以下のすべてに該当する企業とする。

* 1. 通勤や出張等におけるＪＲ吉都線の積極利用を宣誓する企業
  2. 令和５年４月以降、新たに通勤定期券を購入しＪＲ吉都線を利用して通勤を開始する社員が１名以上いる企業
  3. 通勤手当を支給している企業
  4. 国及び地方公共団体ではないこと
  5. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する企業ではないこと

1. 申請書類

ＪＲ吉都線応援企業の認定を受けようとする企業は、以下の①から④を提出すること。なお、③及び④について、内容に変更があった場合、速やかに変更後のものを提出する

こと。

　　①ＪＲ吉都線応援企業認定申請書（別記様式第１号）

　　②ＪＲ吉都線積極利用宣誓書（別記様式第２号）

　　③ＪＲ吉都線利用通勤者一覧（別記様式第３号）

　　④就業規則

【申請方法】

　必要事項について記入した申請書類をＦＡＸ、Ｅメール又は郵送により提出すること。なお、申請先は申請する企業本社及び営業所が所在する市町の担当課とする。

　〇申請先　　ＪＲ吉都線沿線自治体の担当窓口

　　　　　　　・宮崎県都城市総合政策部総合政策課

〒886-8555

宮崎県都城市姫路町６街区２１号

℡0986-23-7161（直通）　FAX0986-23-2675

E‐mail　planning＠city.miyakonojo.miyazaki.jp

・宮崎県高原町総合政策課

〒889-4492

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓８９９

℡0984-42-2115（直通） FAX0984-42-4623

E‐mail　[sougou@town.takaharu.lg.jp](mailto:sougou@town.takaharu.lg.jp)

　　　　　　　・宮崎県小林市総合政策部企画政策課

〒886-8501

宮崎県小林市細野300番地

℡0984-23-0456（直通）　FAX0984-22-4177

E‐mail　[k-kikaku@city.kobayashi.lg.jp](mailto:k-kikaku@city.kobayashi.lg.jp)

　　　　　　　・宮崎県えびの市企画課

〒889-4292

　　　　　　　　宮崎県えびの市大字栗下1292

℡0984-35-3712（直通）　FAX0984-35-0401

E‐mail　 [kikaku@city.ebino.lg.jp](mailto:kikaku@city.ebino.lg.jp)

　　　　　　 ・鹿児島県湧水町企画財政課

　　〒899-6292

　　鹿児島県姶良郡湧水町木場222番地

℡0995-74-3111（代表）　FAX0995-74-4249

　　　　　　　　E‐mail　[kikaku@town.yusui.kagoshima.jp](mailto:kikaku@town.yusui.kagoshima.jp)

【問い合わせ先】

　　　ＪＲ吉都線利用促進協議会　事務局（高原町総合政策課）

住所　〒889-4492

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓８９９

℡0984-42-2115（直通） FAX0984-42-4623

E‐mail　[sougou@town.takaharu.lg.jp](mailto:sougou@town.takaharu.lg.jp)

【個人情報の取り扱い】

　申請する際に得た個人情報は、当該事業の運用のみに使用するものとし、申請者から許可を得たこと以外には、他に流布、漏洩、提供されることのないよう厳重に管理するものとする。